

【個別注記表】

1. 重要な会計方針

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他の有価証券
時価のないもの / 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 / 個別法による原価法
材料貯蔵品 / 最終仕入原価法による原価法

③固定資産の減価償却方法

有形固定資産 / 法人税法の規定に基づく定率法
無形固定資産 / 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については、法人税等の規定に基づく定額法を採用しております。

④引当金の計上基準

貸倒引当金 / 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 / 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金 / 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法で按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 / 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑥会計方針の変更

(1)棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。これにより、当事業年度における損益に与える影響はありません。

(2)リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、平成20年12月31日以前に取引を開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来同様、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これにより、当事業年度における損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

①関係会社に対する金銭債権・債務

金銭債権	895,006 千円
金銭債務	6,502 千円

②有形固定資産の減価償却累計額 Δ 174,353 千円

3. 損益計算書に関する注記

①関係会社との取引高

売上高	4,840,740 千円
仕入高	48,992 千円
販売費及び一般管理費	103,062 千円
営業取引以外の取引高	3,264 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 199,600株